

# 平成 29 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2） に関するプロポーザル募集要項

## 1 趣旨

平成 27 年 6 月 30 日に返還された旧上瀬谷通信施設の跡地利用については、平成 18 年度に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」に示した方向性に沿って、検討を進めています。具体的には「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」の形成を目指し、次の 4 点を跡地利用の方向性として検討を進めています。

- ① 広域の防災活動拠点・広域機能の立地
- ② 「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間
- ③ 持続的で魅力ある都市型農業の振興
- ④ 交通利便性の向上に資する基盤整備

これらの方向性を踏まえ、防災拠点、公園、農業振興などの視点から跡地利用の検討を進めるとともに、当該地区の持つポテンシャルを踏まえ、横浜市郊外部の新たな活性化の拠点を目指し、横浜市の上位計画、全市的課題、地域の課題、土地所有者や地元の意向から旧上瀬谷通信施設の跡地利用検討を進めています。

旧上瀬谷通信施設の約 45%は民有地であり、上瀬谷農業専用地区協議会及び上川井農業専用地区協議会の会員である約 250 名の方々が土地所有者となっています。まずは、土地所有者の皆様の意向を踏まえることが重要と考えています。

平成 28 年度実施の「旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）」（以下、28 年度調査という。）では、民間事業者の需要を把握しながら、旧上瀬谷通信施設地区内での機能・導入施設や事業手法を含めた跡地利用の方向性を検討しました。また、庁内関係区局や国等の関係機関との協議を行いながら、返還後の跡地利用の具体化に向けた跡地利用基本計画（案）の策定に向けた検討も行いました。

平成 29 年度は、28 年度調査の成果等を踏まえ、都市的土地利用、農的土地利用ともに、実現可能な土地の整理手法の検討や、今後おとずれる人口減少・少子高齢化などの社会の動きを想定しながら、新たな視点によるまちづくりの可能性も含めて跡地利用について幅広く検討し、旧上瀬谷通信施設跡地利用基本計画（案）の決定に向けた基礎資料を作成します。また、これらの業務遂行に際し、平成 29 年度の他の業務（平成 29 年度旧上瀬谷通信施設跡地利用調査業務（その 1））、旧上瀬谷通信施設の跡地利用推進調査委託（その 2）のほか、農業振興計画検討（所管環境創造局）や関連道路計画検討（所管 道路局）等と連携しながら業務を行います。

※ 平成 29 年度旧上瀬谷通信施設跡地利用調査業務（その 1）

・・・ 政策局基地対策課発注のまちづくり検討地元対応業務

※ 旧上瀬谷通信施設の跡地利用推進調査委託（その 2）

・・・ 政策局政策課発注の国際園芸博覧会招致検討業務

## 2 一般事項

- (1) 名 称 平成 29 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）に関するプロポーザル
- (2) 主催者 横浜市（政策局基地対策課）
- (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めたものから提案を受ける公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。したがって、契約後の業務は、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

### 3 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- ア 平成 29 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）。
- イ アの名簿において、営業種目「建設コンサルタント等の業務」、細目 A（建設コンサルタント・都市計画・まちづくり）を 2 位以上に登録していること。
- ウ アの名簿において、営業種目「土木設計」を 2 位以上に登録していること。
- エ 土地利用転換を含めた大規模なまちづくり計画、都市基盤整備及びその事業手法の検討に関する業務、または類似の業務実績を有すること。
- オ 管理技術者は技術士建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。
- カ 担当技術者のうち 1 名以上は技術士建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。
- キ 管理技術者を含めた業務従事者のうち、技術士建設部門（都市及び地方計画）の資格を有するものを 2 人以上配置すること。
- ク 管理技術者または担当技術者のうち 1 名以上は土地区画整理士の資格を有すること。
- ケ 担当技術者は今回業務と同種・類似の業務従事経験があること。
- コ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- サ 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
- シ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- ス 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- セ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- ソ 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正平成 27 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- タ 平成 29 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 2）の完了まで、業務を履行できること。

### 4 プロポーザル実施スケジュール

別紙参照

### 5 要請手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

### 6 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) この契約は、平成 29 年度横浜市各会計予算が平成 29 年 3 月 31 日までに横浜市会において可決されたうえ、同年 4 月 1 日以降に契約書を交換することによって確定します。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

### 7 事務局

横浜市政策局基地対策課 岩間、矢口

所在地 〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 5 階

電話 045-671-2059

別紙

プロポーザル実施スケジュール

